

市民活動支援センター「こまえくぼ1234」の事業評価について（案）

1. 評価にあたって

<目的>

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会が、狛江市市民活動支援センターの管理運営全般に関し、各種事業の実績に基づいて客観的な評価を行い、課題の解決や改善すべき事項について助言を行う。

<評価の流れ>

平成 29 年 4 月 評価基準の決定 [審議会]
 平成 28 年度事業報告書の提出 [社会福祉協議会]
 6 月 評価について審議 [審議会]
 8 月 評価報告書案の検討 [審議会]
 →評価報告書の決定・公表

2. 評価方法について

指定管理者である狛江市社会福祉協議会で作成する平成 28 年度事業報告書に基づき、必要に応じてヒアリングをし、評価をする。また、評価にあたって他に必要な資料の提出を要求することができる。

<評価区分>

①個別評価 こまえくぼ1234が実施した事業等について、項目ごとに評価する。

評価項目		評価内容
施設利用状況		センターの利用状況
事業収支		業務目的に合った収支
事業実施	相談	適切な相談対応、ニーズに応える体制
	マッチング	個人、団体、行政のマッチング
	ネットワーク	相互の交流支援
	拠点	施設の提供、施設利用運営
	情報収集・発信	情報の収集・提供
	交流・人材養成・研修	学習の機会提供
サービスの維持向上		PR 活動の実施、利用者意見への対応

※「事業実施」区分の6つの項目は、指定管理業務仕様書にある事業概要

- ②総合評価 平成 28 年度事業計画書の 3 つの目標について、評価する。
 (「1. 支援センターの PR」、「2. より良い相談対応」、「3. 情報の収集と発信」)
 また全体の総括として評価する。

<評価基準>

① 5 段階評価

達成度	
A	期待を上回り、特に優れた成果があった
B	期待をやや上回る成果があった
C	期待どおり
D	期待値をやや下回り、努力が必要である
E	期待値を下回り、改善が必要である
特記事項：評価できる点、検討課題、助言など	

② 文章記述による評価

・・・参考・・・

- 「狛江市市民活動支援センターの指定管理業務に関する協定書」第 43 条
 - ➡利用者ニーズを的確に把握し、サービス向上に努めるため、第三者評価を受けて、結果を公表しなければならない。
- 「狛江市市民活動支援センター事業計画書」
 - ➡第三者評価機関によるモニタリングについては、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会の評価を受けるものとします。